

### 内部統制に関する方針の策定・公表

- ・内部統制についての組織的な取組の方向性等を示すもので、長が策定・公表
- ・団体ごとの状況や課題等を踏まえ、内部統制対象事務（財務に関する事務は必須）等を記載

### 内部統制体制の整備

- ・内部統制推進組織<sup>(ア)</sup>・内部統制評価組織<sup>(イ)</sup>の設置
- （ア）内部統制体制の整備等を全庁的に推進
- （イ）各部局の自己評価のとりまとめ、長が行う内部統制評価の補助
- ・各部局でのリスクの評価・リスク対応策の整備

内部統制体制の運用

### 内部統制評価報告書の作成

- ・内部統制対象事務について、長が内部統制の整備状況及び運用状況を評価
- ・重大な不備がある場合、内部統制は有効に整備又は運用されていないと判断

### 監査委員による内部統制評価報告書の審査

- ・評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、把握された不備に対する評価結果が適切な判断に基づいているかという観点から意見の付与
- ・意見が付された報告書は議会に提出・公表

方針の見直し等について検討

## <内部統制制度の導入・実施の効果>

- ✓ 地方公共団体において、組織として、予めリスクがあることを前提とし、適正な業務執行の確保
- ✓ 長によるマネジメントの強化により、政策的な課題に対して重点的に資源を投入することが可能
- ✓ 業務の効率的・効果的な達成により、職員にとって安心して働きやすい魅力的な職場環境が実現
- ✓ 住民は信頼に足る行政サービスを享受

# 地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（ポイント）

## はじめに

- ・人口減少社会においても行政サービスを提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立する必要。  
⇒ 地方自治法改正、内部統制制度を導入（平成32年4月施行 都道府県・指定都市：義務付け その他の市町村：努力義務）
- ・ 地方公共団体は、組織として、予めリスクがあることを前提として、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行。
- ・ 内部統制が有効に機能するためには長の意識が最も重要。 ・ 団体ごとの規模や特性等に応じて、柔軟に対応。

## I 地方公共団体における内部統制の基本的枠組み

4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、6つの基本的要素から構成

### 4つの目的

- ①業務の効率的かつ効果的な遂行
- ②財務報告等の信頼性の確保
- ③業務に関わる法令等の遵守
- ④資産の保全

### 6つの基本的要素

- ①統制環境
- ②リスクの評価と対応
- ③統制活動
- ④情報と伝達
- ⑤モニタリング
- ⑥ICTへの対応

## II 内部統制に関する方針

- ・ 組織的な取組の方向性等を示すもの  
団体ごとの状況や課題等を踏まえ、内部統制の目的、内部統制対象事務（財務に関する事務は必須）等を記載し、公表
- ・ 内部統制体制の整備状況・運用状況等を踏まえ、必要に応じて、方針の見直しについて検討。

## III 内部統制体制の整備

- ①全庁的な体制の整備：各職員及び各部局の取組みのよりどころとして、職員・部局・会議体の役割や、評価対象期間における計画や手続等を定める。
- ②業務レベルのリスク対応策の整備：  
各部局でリスクを評価し、リスク対応策を整備。

## IV 内部統制評価報告書の作成

- ・ 内部統制対象事務について、内部統制の整備状況及び運用状況を評価。  
内部統制の不備がある場合には、対応する権限と責任を有する職員が改善及び是正を行う。
- ・ 整備上の重大な不備又は運用上の重大な不備がある場合、内部統制は有効に整備又は運用されていないと判断。
- ・ 監査委員の意見を付け、議会に提出・公表。

## V 監査委員による内部統制評価報告書の審査

- ・ 監査委員は、評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、把握された不備に対する評価結果が適切な判断に基づいているかという観点から、意見を付す。